

キーパーソンのいない高齢者を どう支えるか

★ スーパーヴァイザー・奥川幸子氏を招いて開かれた事例検討会の模様を紹介する。
 (検討会及び事例の内容は、誌面の都合上、全体の趣旨に差し支えない範囲で変更させていただきました)
 痴呆による物盗られ妄想があり、たびたび近所を騒がせているひとり暮らしのクライアント。
 親戚付き合いもほとんどなく、キーパーソンとなるべき存在が見つからないまま時間だけが過ぎていく。
 徐々に悪化する身体状況。当面の対応はするものの、ソーシャルワーカーは言いしれぬ不安におののく――。

事例提出者

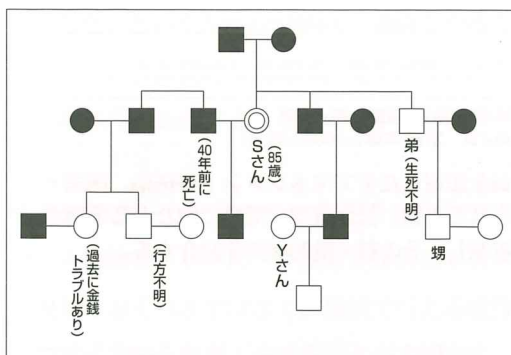
Aさん (在宅介護支援センター・ソーシャルワーカー)

事例の概要

クライアント

Sさん。女性。大正3年生まれ。85歳。

家族構成



夫は40年前に死亡、息子もすでに死亡している。県内に甥 (故人) の嫁 (Yさん) が住んでおり、たまに訪ねてくることもある。

既往症

平成10年、軽い脳梗塞を発症し、救急車で近くの病院へ運ばれる。このときから、右手に痺れ感が残る。他に高脂血症あり。

要介護度 要支援

ADL等の状況

歩行	可能 (たまにふらつくことあり)
座位	可能
立位	可能
起き上がり	可能
立ち上がり	可能
着替え	自分でできるが、どこに着替えをしまったかわからないことがある。
食事	自力摂取可能だが、食べたかどうかを忘れることがある。自分ではあまり調理をしない (できなくなっていると思われる)。
身辺整理	何をどこにしまったかわからなくなる。
排泄	尿・便意あり、自分でトイレに行く。
入浴	自力で可能だが、入浴したかどうか覚えていない。
麻痺	右手に痺れがあり、力が入らない。
視力・聴力	異常なし。
会話理解	その場では理解している。
経済状況	厚生年金あり (2カ月で約25万円)。
痴呆	あり。直前のことをすぐに忘れる。「お金がない」「お金を盗られた」との訴えがある。何をどこにしまったかわからない。数カ月に一度ぐらい、ふらっとどこかへ出かけてしまう。

サービスの利用状況

平成10年より、家事援助のためのホームヘルプサービス (週2回)、デイサービス (週1回)

を利用。

援助経過

平成12年6月15日

近所の方より、Sさんが「お金を盗られた」と言ってたびたび近所の家を訪ねているとの相談あり。家事援助で訪問しているヘルパーに確認すると、とにかくよく忘れてしまい、お金がないとしばしば訴えている。本人も不安なようであるとのこと。

6月17日（初回面接）

当初担当していたBワーカーが訪問し、様子を確認。

6月29日

Bワーカーが訪問。「通帳から350万円引き出されている。身に覚えがない」と混乱している。

7月1日

Bワーカーが訪問すると、「印鑑をなくした」との訴えあり。「外から来た男の人に渡した」とのこと。印鑑を探すも発見できず。

7月24日

ヘルパー訪問時、家の掃除をしていると印鑑を発見。同日、Bワーカーが訪問、何度も「男が裏から入って来てお金を盗っていく」という話をされる。「もう施設に入ろうかな」という発言もある。

帰りに近所の人から声をかけられ、先日も「通帳を盗られた」と訪ねて回り、近所の人4人、一緒に探し、結局夜に見つかったとのこと。

Bワーカーから、今後の対応について相談を

受ける。

8月14日

Bワーカーが訪問。「男が家の中でごそごそしていた」との訴えあり。



8月22日

Bワーカーが訪問すると、警察が来ている。「男が来た後、通帳と印鑑がなくなっていた」と近所の方に訴え、警察に知らせたほうがよいと言われ連絡したとのこと。Bワーカーが郵便局に同行し、確認すると、「2、3日前に『植木屋さんに渡す』と言って10万円おろしていかれた。残高は25万ほどある」とのこと。自分がおろしたことについて、Sさんは覚えていない。

8月28日

ヘルパーより報告。Sさんが「先におろしたお金と印鑑、通帳がない」と、郵便局に行ったらしいが、局員にもう一度探すようにと言われて帰ってきたとのこと。

9月14日

Bワーカーと話し合い、今後、2人で一緒に

かかわっていくこととする。

Bワーカーの意見：現在、要介護認定が要支援であるため、これ以上サービスを利用するのは困難である。11月30日で介護保険証の有効期限が切れるので、その時の更新で要介護度が上がれば、今よりよいフォローができると思う。金銭の問題については、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などを使ったほうがいいのではないか。

これに対する事例提出者の意見：今の状況を見ると、11月30日まで待ってられないのではないか。身体がやせてきているし、少し歩いても疲れ、ふらつくようだ。これが食事や体調からくるものならば、自己管理が難しくなっているのかもしれない。また、今後入院・入所する際、さらに本人が亡くなった場合のことも考え、誰が後見するのかを早く決めておく必要がある。本人には痴呆もあるので自分で調整はできないだろう。こちらが踏み込んでいかないと先に進まないのではないだろうか。

これ以後、事例提出者が主になって全体的な調整と援助を行う。

9月20日

よくかかわってくださっている民生委員（寺の住職）を訪問する。現在の状況を説明し、①周囲の人間が連携を取りながら本人を援助していく必要があること、②今後の本人の生活について、どのように後見していくのか、特に緊急時、入院時、死亡時などについては身内の協力が必要であること、③金銭管理については、身内で不可能なら他制度を活用してトラブルを防

ぐ必要があることなどを伝える。

民生委員も現状について不安を感じており、毎日のように本人が訪ねてきて、「お金がない、盗られた」と訴えてくるので、そのたびに話を聴いているとのこと。



身内も含め、関係者で話し合いの場をもつことを提案すると、賛成される。身内については、Sさんの甥（故人）の嫁であるYさんが一番適当とのこと。亡くなったご主人のほうの親族は、以前はかなりの土地を所有していたが、その後没落し、本家の跡取りは大きな借金を抱えて失踪し、行方がわからない。他に長女がいるが、金銭のことでトラブルを起こした前歴があり、とても頼めないとのこと。

9月25日

民生委員より連絡あり。親族のYさんは長期で海外へ行っているとのこと。

ヘルパーからの報告では、Sさんの食生活は、週2回ヘルパーが訪問するとき以外は総菜を買ってくるのがほとんどだが、最近は店に買いに行くにも途中で何度も休まなければ行き着かない。自分で何か調理することはない（で

きないと思われる)。さらに、昨日の食事についても摂ったかどうか覚えていないため、ちゃんと食べているのかどうか確認できないとのこと。また、金銭管理については、相変わらず「盗られた。知らない人が来た」と言って不安を募らせているとのこと。

この状態のままYさんの帰国まで待てないと判断。同日午後、本人に要介護認定の再申請を勧める。長時間説明して、ようやく納得してもらう。また、ヘルパーが毎日（1時間）訪問する暫定ケアプランを立てる（複合型から家事援助へ変更）。同日、再申請提出。事情を介護保険課に説明する。

10月1日

ヘルパーより報告。先週末より体調が悪く、ふらつきが強い。息も荒い。すぐに疲れてしまい、横になっていることも多いとのこと。

10月2日

かかりつけの医院に受診。風邪との診断。薬が出る。

10月4日

症状の改善なく、悪化傾向。再度かかりつけの医院に受診するが、前と同じ診断、同じ薬。

10月5日

昨日より状況悪化。日に日に悪くなる。この状態のままひとりで家にいるのは危険と考え、また受診結果についても疑問があったため、入院可能な他の病院で受診する。検査の結果、鬱血性心不全と診断される。肺に水がたまっており、呼吸が苦しくなるのはこのため、と医師から説明あり。心臓も弱っており、年齢を考える

といつ亡くなくてもおかしくはないとのこと。医師に状況を説明し、入院となる。

Yさん（甥の嫁）宅に連絡するも不在。留守電に入れておく。民生委員に連絡、状況を説明。

10月6日

Yさんが病院に見舞いにみえる。今後の後見について話をすると、「私にはできない。入院の見舞いには行くけど、私は何もできない」の一点張り。

10月12日

病状改善のため退院許可がおりる。

食事、服薬管理、金銭管理、安否確認、受診、本人の後見等の課題を解決していくための方法を検討。金銭管理については、本人に地域福祉権利擁護事業を説明。一応の納得を得たので、進めていくことにする。食事、服薬管理、安否確認、受診はヘルパーが対応。入浴はデイサービスで行う。後見の問題は、民生委員と支援センターが対応。全体的な調整、緊急時の対応は支援センターで行うこととする。

10月16日

退院。

その後は、何とか落ち着いた生活を維持している。

考察

Sさんは話のなかで時々「もう、老人ホームに入れてもらったほうがいいのかもしいねえ」とおっしゃることもあるが、必ず最後には、「この家に長いこといるから、ずっとここにいたいわ」と言われる。在宅で暮らし続けたい

という思いは終始一貫しているのです、できる限り支えていきたいと思う。

一方で、キーパーソンが確定できないなか援助をしているため、ほとんどの場合、自分（事例提出者）の判断で事を進めている。果たして、今行っている援助が正しいものなのか、本人にとって本当にプラスとなっているのか、自分の援助に対して確信が得られていない。現在の援助のあり方を検討していただくことで、ハッキリできればと感じている。

ケース検討会

奥川 Aさんのなかで居心地の悪さがあるようですが、それはどこから出てくるものですか。

Aさん ご本人や身内の方から「こうして下さい」という意思表示がない状態のなか、だいたいが判断して物事を決めているのですが、本当にその判断が正しいのかどうか確信がもてないのが不安なのだと思います。

奥川 自分の判断が本当にクライアントに福利をもたらしているのか、判断の検証をしたいということですね。

Aさん はい。

奥川 では、クライアントのSさんが置かれている状況やAさんの援助について、必要な情報をAさんから引き出してください。

発言 10月6日に親族のYさんに今後の後見について話をした時に、かなりきっぱりと断られています、その理由はわかりますか。

Aさん 推測も入ってしまいますが、もともと

縁も薄いし、入院時の見舞いくらいはするけれども、それ以上は責任をもちきれないということだと思います。

発言 9月20日の民生委員さんの意見では、身内ではYさんが一番適当であるというお話でしたが、それはどういう根拠からおっしゃっていたのでしょうか。

Aさん Sさんの亡くなったご主人のほうの親族が複雑な事情を抱えているため、消去法で考えていくと、Yさんしか残らないということだと思います。

発言 Yさんは、ご主人のほうの親族の複雑な事情はご存じなのですか。

Aさん ご存じではありません。

発言 Yさんはおいくつくらいの方ですか。

Aさん 70歳くらいだと思います。

発言 お住まいは近くですか。

Aさん いえ、県内ですがかなり離れています。

発言 ご本人はあまり親戚の方とかかわりがないうようですが、過去に何かトラブルがあったのでしょうか。

Aさん もともとそれほど親戚づきあいをしていらっしやらなかったのではないかと思います。親戚のほうも代が代わってたりして、よけい縁が薄くなっているようです。

発言 ご近所の方はSさんについてどのように思っいらっしやるのでしょうか。

Aさん 近隣の方全員とお話ししたわけではないのですが、お一人の方は「家にこれだけ執着しているんだから、家にいたほうがいいんじゃないか」とおっしゃっていました。ほかの方も、

心配はしているけれども、少なくとも迷惑とか目の敵にしているという感じではありません。

発言 10月2日に受診した医院は、日頃からかかっている先生ですか。

Aさん 以前は定期的に通っていたのですが、最近では調子が悪い時しか行かなくなったようです。ただ、年数的にはかなり長くかかっているらしいです。

発言 では、先生はSさんの様子はかなり把握されているのでしょうか。

Aさん いえ、正直言ってあまり把握されていないと思います。というのも、Sさんの状態が明らかに変わった後の要介護認定のときにも、主治医の意見書には「以前と変わりなし」と書いてらっしゃいましたので。

発言 10月5日に、別の病院を受診したときに、「心臓も弱っており、年齢を考えるといつ亡くなくなってもおかしくない」という診断がくだっていますが、ご本人は自分の身体の状態についてどこまで理解されているのでしょうか。

Aさん あまりわかっていらっやしません。自分の身体がしんどいかしんどくないかという程度だと思います。

発言 Sさんの弟さんはご健在なのですか。

Aさん それがよくわからないんです。おそらく亡くなられていると思うのですが、確認はできていません。

発言 その息子さん、Sさんからすれば甥に当たる方はご健在なのですか。

Aさん はい。この方とは、以前民生委員さんが電話で話をしたことがあったようですが、け

んもほろろの対応で、かかわり合いになるのは御免だという感じだったそうです。

不安の正体は何か

奥川 これまでのやりとりで、少しずつ状況が浮き上がってきました。端的に言って、この方にとって最も大きな問題は何ですか。

Aさん Sさんを後見できる人がいないということです。

奥川 だからAさんがいろいろと判断をしていて、それがちゃんと本人の利益になっているのかどうかを検証したいということでしたね。

ところで、9月25日にAさんはどういう判断に基づいて介入しようと決めたんですか。

Aさん ここで介入しないと生活が成り立たなくなると思ったからです。本人は栄養管理ができないために体調を崩したり、お金をすぐなくしてしまうため、日々の生活費の確保ができない状況でした。

奥川 自分の生命と生活の管理ができていないということですか。

Aさん そういってもいい状況だったと思います。

奥川 それで、Aさんはヘルパーを毎日入れたんですね。

Aさん はい。正直このときは、このままだと明日の朝冷たくなっているかもしれないと思いました。

奥川 そういう根拠を自分できちっと言えることが大切なんです。要介護認定の更新までは待てない状況だと判断して、暫定プランを立てて

ヘルパーを入れているわけですから、援助はちゃんとできているんですよ。それに、かかりつけ医が怪しいと思ったら、別の病院に連れて行ってきちんとした診断をもらってるじゃないですか。ちゃんとできているんですよ。

Aさん はい。でも、まだもやもやとした不安があります。

奥川 問題はそこですね。では、その点について考えていきましょう。生命の安全に関しては、ヘルパーが毎日訪問してちゃんとモニタリングしていますね。

Aさん はい。受診もしています。

奥川 日常の金銭管理はどうですか。

Aさん 地域福祉権利擁護事業を利用していますので、日々のヘルパーの買い物代も確保されていますし、水道代やガス代の振り込みも代行してもらっています。

奥川 そうやって手を打っているけど、まだ不安がある。Aさんは何が不安なのか。皆さん、どうでしょう。

発言 Sさんの状態が現状のままだったら、このプログラムでいいと思うんです。でも、Sさんも85歳ですし、いつ状態が変わるかわからない。そのときどうすればいいのか、という不安があるんじゃないでしょうか。

Aさん たしかに……。そうかもしれません。

奥川 ぴったり言い当ててくれましたね。Sさんが今の状態のままだったら問題ないんです。でも、ずっとこのままであるわけではない。将来、何かあったときにどうすればいいのか、それがわからない。

キーパーソンは誰か

奥川 さて、これからAさんはどうしたらいいでしょう。皆さん、アイデアを出してあげてください。

会場 ……。

奥川 もういちど家族構成図をよく見てください。40年前に夫は死んでいます。Sさんはずっと自分で働いてきて、今は厚生年金をもらっている。自宅は持ち家ですか？

Aさん 持ち家です。

奥川 Sさんが亡くなったときは、誰が引き継ぐことになりますか。

Aさん なるほど。そういう考え方はしませんでした。もし弟さんが亡くなっていたら、甥御さんだと思います。

奥川 そうですね。キーパーソンがいないときに援助職者がやるべきことは何ですか。

Aさん キーパーソンを探す……。

奥川 そう、キーパーソンを探して、作り、強化する。強化するというのは、役割が果たせるように支援するということです。この3つはやりましたか。

Aさん いえ、まだやっていません。もういちど、きちんと甥御さんにアプローチする必要がありますね。ただ、その場合に、法律的にはどういう点に留意しなければならないのか、ちょっとわからないのですが……。

奥川 そういうときに必要になるのがバックアップシステムです。異分野の専門的な事柄を相談できる人や機関を、自分の周りにどれだけもっているか。相談援助職にはとても大切なこと

です。たとえば、全国的に増えてきていますが、この地域では司法書士の方たちのリーガルサポート組織のようなものはありませんか。

発言 隣の県でできたという話は聞きましたが、うちの県にはまだありません。

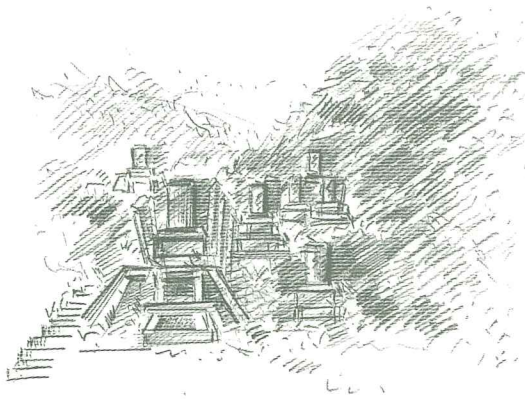
奥川 よその県でもいいじゃないですか。とにかく聞いてみるのが大事です。自分はどこまでこの人にかかわることができるのか、法律的には最終的にどういう人が引っ張り出されるのか、といったことなど、疑問に思っていることを聞いてみたらいいじゃないですか。

Aさん はい、早速当たってみます。

縁遠い親族への対応の仕方

奥川 それともう一つ。先々の問題として、お墓についてもハッキリさせたほうがいいでしょうね。夫のお墓がどこにあって、Sさん自身はどこに入りたいのか。そういうことを聞いてみたことはありますか。

Aさん いえ、ありません。



奥川 今は落ち着いているようですから、そういう話をするチャンスだと思いますよ。お年寄

りって、意外と「どこのお墓に入りたい?」と聞いても平気なものですよ。ふだんから結構気にしていますから。もしかすると、夫のところじゃなくてもいい、とおっしゃるかもしれません。場合によっては、本人にうかがう前に、予備情報として民生委員さんにご存知のことを聞いてもいいかもしれませんね。お寺の住職さんですし、いろいろと情報を持っていらっしゃる方の方です。意外と民生委員さんは状況をすべて踏まえて動いている可能性もありますよ。

Aさん もしかしたら私より詳しく知っていることがあるかもしれません。改めて時間をとっていただいて、話をしてみます。

奥川 そうですね。これまで見てきたように、Aさんは現状についての対応はできていたんです。ただ、将来起こりうる事態を予測して、そのための布石を打つという点が欠けていましたね。それがきちんとできて、弟さんや甥御さんが重要だとわかっていれば、Yさんとの対応も違ったものになったでしょう。

Aさん はい……。

奥川 Yさんが病院に来てくれたというのは、千載一遇のチャンスですよ。

Aさん 私もそう思ったのですが、とりつく島がないという感じでした。

奥川 Yさんに対してどういうふうに話せば、もうちょっと心を開いてくれたと思いますか。

Aさん 状況を簡単に説明して、今後のことについて相談させていただきたいのですが、という言い方をしたんですが……。

奥川 いきなり「ご相談したい」と言ったんですか。

Aさん はい……。

奥川 そういうときは、まず「こちら精一杯やらせていただくつもりでおります。今のところ私がお目にかかれる親族の方はYさんしかいらっしゃらないので、ちょっとお話をうかがわせていただけないでしょうか」というような入り方をしたほうがいいでしょうね。

Aさん なるほど。そう言えばよかったんですね。

奥川 Aさんは、初めからYさんをキーパーソンだと思っていましたよね。そういう人から、「ご相談したい」なんて迫られたら、Yさんはプレッシャーを感じてしまうでしょう。「絶対に負担はおかけしません。いざという時だけ、親族でなければどうしようもないことだけやってくだされれば結構なんです」と言えばいいんです。そして、実際にその他のことはこちらで動けばいいんですよ。

Aさん そのときは、「Yさんしかいない!」と思いついていたものですから。

奥川 そこは家族構成に対する感受性なんです。ジェノグラムをきちんと見ていけば、キーパーソンになりうる人は誰か、お金はこういうふうに流れていくな、法律上関与せざるをえない人は誰だろうといったようなことが見えてくるはずですよ。

過去・現在・未来を見通した援助

奥川 もう一度このケースを振り返ってみる

と、Sさんの場合、幸いにも民生委員や近所の人たちからはじき出されていません。地域の見守り体制に近いものができていますよね。そして、Aさんはかかりつけ医の見立てが信用ならないと思い、別病院を受診してかなり危ない状況であることがわかった。そのため、暫定的なケアプランを立てて、ホームヘルプを毎日入れるなどの対応をした。つまり、当面の対応はできていたわけです。

Aさん でも、将来への対応が不十分だった……。

奥川 そう。教科書的にいえば、中・長期の援助目標の設定がなかったということですね。

Aさん はい。

奥川 そのことを無意識のうちに感じているから、得体の知れない不安にとらわれていたわけでしょう。そういう構造になっていたということはわかりましたよね。

Aさん はい。

奥川 でも、得体の知れない不安を感じることができるのは、センスがいい証拠ですよ。その〈気持ち悪さ〉は問題の中核にかかわっていることが多いので、必ず検証する習慣を付けると目が開けてきますよ。本当はアセスメントの段階で、この方の過去・現在・未来を見通して対応できるようになるといいんですけどね。

Aさん そこまでは、なかなか難しいです。

奥川 今回勉強したことを次のケースに生かす。それを今後も繰り返していけば、きっとできるようになりますよ。